



町弁と危機管理弁護士の「軸」



國廣 正 (38期)
Kunihiko Tadashi

略 歴

- 1986年4月 弁護士登録
- 1999年～2000年 第二東京弁護士会「民事介入暴力被害者救済センター」副委員長
- 2014年5月～ 「第三者委員会調査報告書格付け委員会」委員
- 2016年9月～ 「海外贈賄防止委員会 (Anti-Bribery Committee Japan:ABCJ)」委員

新入会員の皆さんにどんなメッセージが出せるか悩みましたが、「自分はこうやってきた」ということを書くことにしました。自分の体験からしか語るものはないからです。

町弁でのスタート

私のスタートは町弁（一般の人の事件を扱う町の弁護士）です。弁護士を志望したのは高校生の時（1970年代）でしたが、当時は、冤罪事件、公害病、ベトナム戦争でのアメリカの残虐行為な

どが報道されていました。これらを見て、弱者の立場で権力と闘うという若い正義感から弁護士を志望しました（権力と闘う弁護士はカッコいい、というミーハー的な動機も大きい）。当然、企業法務をやるつもりは全くなく、大企業はむしろ相手方だと考えていました。

就職したのは那須弘平弁護士の事務所でした。那須先生は、のちに最高裁判事に就任されましたが、事務所では、離婚、交通事故、借地借家…という一般民事事件がほとんどでした。私もマンションの建設差止めの住民運動などを好きにやらせてもらいました。那須事務所で学んだことは、小さな事件でも、相手が大企業でも、「人権」「法の支配」を基本に力を尽くすということで、弁護士を志望した動機そのままに楽しく仕事をしていました。

独立と山一証券破綻の「社内調査委員会」

1994年に独立し、町弁としてやっていたのですが、97年に転職が訪れました。

97年11月、当時の四大証券の一角を占めていた山一証券が突然破綻しました。新入会員の皆さんでこの事件を直接記憶している人はほとんどいないと思いますが、「社員は悪くありません！」と野澤社長が号泣した映像が世界中に配信され、日本のバブル崩壊の象徴となった歴史的事件です。

この山一証券破綻の原因を調査する「社内調査委員会」の委員になってほしいという依頼が私に舞い込みました。私のような町弁にこの仕事が来たのは全くの偶然です。私は二弁の民暴委員会で活動していましたが、破綻の前に山一証券は民暴委員会に総会屋との絶縁のための弁護士チームの派遣を要請しており、私もその一員だったのです。

破綻の原因は「簿外債務」つまり、山一が顧客企業に対して2,600億円にも上る違法な損失補填を行い、隠ぺいしていたことにありました。

山一では、突然職を失う社員の全社集会で「原因を調査して明らかにせよ」という強い怒りの声が上がりました。そこで野澤社長が勢いに押されて「社内調査委員会を作って原因を究明します」と約束してしまったのです。

この結果、社内有志の「社内調査委員会」が設置されましたが、委員長の高本隆正氏（当時、常務取締役）は「調査委員会には弁護士が必要だ」と考えました。法律問題もある。社内の資料からの事実認定もヒアリングの経験もない。だから弁護士を委員に加えることが必要だと。

そこで「どの弁護士にする？」という話になったときに、経営陣の責任を調査する委員会なので顧問弁護士は違うだろう、独立した「第三者」が必要だ、という高本氏の発案により、身近にいた民暴対策の弁護士チームから、私と深澤直之弁護士が委員に指名されたのです。

ただ、私はすぐに調査委員を引き受けたわけではありませんでした。私は町弁ですから粉飾決算、海外のペーパー会社のデリバティブを使った「飛ばし」など、会計や証券の専門知識が全くない。とてもできないのではと躊躇しました。しかし「この事件の本質は何だろうか」と考えました。調査委員会の目的は、真実を知りたいという社員や社会（ステークホルダー）に説明責任を果たすことではないか。私の任務は、法律の専門知識を駆使することではなく、事実を認定し、それをきちんと説明する報告書を作成して公表することだ。そして証拠による事実認定と、論理的にそれを説明することは、まさに弁護士の「本業」なので自分にもできるのではないかと決断して引き受けま

した。

約3ヶ月、深夜まで山一に籠もって「調査報告書」を執筆し、98年4月に对外公表しました。調査報告書は100ページを超え、経営陣による問題の「先送り」「隠ぺい」の実態を明らかにしました。山一の「社内調査委員会」は前例のない試みでしたが、日経新聞でも「日本の企業史に残る歴史的報告書」と評価され、後の「第三者委員会」の原型になりました。

その後の業務の展開

町弁の私としては、山一事件は「1回限りの勝負案件」と思っており、誰にも忖度せず経営陣の先送り、隠ぺい体質を容赦なく書いたことで、周囲から「こんなに厳しく書いたら企業の依頼者がなくなるのでは」と心配されました。でも企業の依頼者など元々いないので、何とも思いませんでした。

しかし、バブル崩壊で、その後多くの日本企業は「負の遺産」を処理する必要に迫られ、いわゆる「第三者委員会」の設置が一般化し、意外にも私に依頼が来るようになり、企業不祥事の調査・対応（危機管理）が、私のメイン業務になっていきました。

現在、私は危機管理をベースに、コンプライアンス、コーポレートガバナンスなどを専門にしており、当初イメージした町弁とはずいぶん違った弁護士になっています。

しかし、企業を依頼者としても、「人権」「法の支配」「説明責任」の観点から「正しい」対応をアドバイスすることが任務だと考え、その方針を堅持しているつもりです。町弁として「企業の外」から闘うのか、危機管理弁護士として「企業の中」から闘うのかという違いはあっても、弁護士としてのマインドに変わりはないと思っています。

新入会員の皆さんへ

新人弁護士に「自分はどの分野を専門にすればいいでしょうか？」とよく聞かれます。しかし、分野を決め打ちしても先のことは分からないし、興味のない分野に「飛び地」を作ってもうまくい

きません。自分の強みだと思ふ部分をしっかり固め、そこから「一歩だけ外に出る」という姿勢が無理のないやり方だと思います。私の場合は、証拠による事実認定という基本から調査報告書の対外公表にチャレンジしたことが「結果として」新分野の開拓につながったと思っています。

「軸をぶらさない」ことも大事です。私の企業に対する基本姿勢は「人権」「法の支配」「説明責

任」です。企業も人（弁護士）を見ている。プロフェッショナルへの信頼の基礎になるのは付度ではなく、おれない軸なのです。

新人弁護士を取り巻く環境や時代の変化は大きく、私の体験がどれだけ役に立つかわかりませんが、弁護士という仕事の本質に変わりはないと思います。私の体験が少しでも皆さんのヒントになれば幸いです。



法学はソリューションの一部



松本 泰介 (58期)

Matsumoto Taisuke

早稲田大学スポーツ科学学術院
教授・博士、弁護士

略歴

- 2005年10月 弁護士登録
- 2016年 4月 早稲田大学スポーツ科学学術院 嘱任
- 2023年 1月 日本プロサッカー選手会
業務執行理事 就任
- 2023年 6月 日本スポーツ仲裁機構理事 就任

主な著書「スポーツビジネスロー」(大修館書店)、「代表選手選考とスポーツ仲裁」(大修館書店)など

新入会員の皆様、入会おめでとうございます。私は、皆様にお話できるような大それた弁護士でもないのですが、このような機会をいただきましたので、少しお話しさせていただきます。

私は、一般的ではない弁護士だと思います。弁護士登録以来、スポーツ分野の業務を中心に仕事をしています。プロスポーツ、オリンピック・パラリンピックスポーツに関わる、競技団体、リーグ、クラブ、選手、代理店、マネジメント会社などが主な依頼者です。最近では、弁護士業務だけで

なく、大学教員やスポーツ組織の役員なども務めていますので、組織の活性化や業界の未来などを考えさせていただく仕事も増えてきました。

新人のとき、私には何もありませんでした。元々スポーツの分野で仕事をしたいと思って、弁護士になることを志し、勢いだけで飛び込んだのですが、田舎出身で東京に地縁もなく、業界にコネクションも全くありません。となると、ひたすら目の前の仕事を一生懸命するしかありませんでした。とはいえ、最初から使える能力やセンスがあったわけでもありません。スポーツの分野は法律が解決してくれる課題はほとんどなく、基本的にそれぞれの課題にある背景事情、人的関係、交渉力などを把握した上でソリューションを考えるしかない分野です。一生懸命ではあったと思いますが、当時の依頼者の皆様には、有効なソリューションをご提案できることもなく、本当にご迷惑をおかけしたと思います。今でもお付き合いいただいている当時の依頼者の皆様とは、たくさん笑い話があるくらいです。大変お世話になりました。

一番の思い出は、長らく務めさせていただいているプロ野球選手会の顧問弁護士として経験した、プロアマの解禁かもしれません。昔、野球の世界には、なぜかプロは原則としてアマチュア(高校生・大学生)を指導してはいけないというルー

ルがあり、過去30年で元プロ29人しかアマチュア指導できていないという時代がありました。こんなことはおかしいと、当時のプロ野球選手の皆様が立ち上がり、プロアマの関係回復に努められ、2013年にいよいよプロアマ解禁となりました。その際、解禁後のルール設計を考えることになったのですが、この結果生まれた研修制度によって、現在は1500人を上回る元プロがアマチュア指導をできるようになっています。このような野球界の未来を考えた制度構築に少しでもお力になれたことは非常に大きな喜びでした。それ以外にも、競技団体や選手会で仕事をさせていただいておりますと、目先の利益というより、常に業界全体のことを考えたソリューションが求められるので、今でも日々いろいろな見識を深めることに努力しています。

また、2016年から早稲田大学で教員もさせていただいています。こちらもご縁で務めさせていただくことになりました。スポーツ科学学術院というところは、社会科学だけでなく、人文科学、自然科学など、法学以外のスポーツに関わる研究分野の先生方がおられます。スポーツ界の課題は、別に法学で解決できる話ばかりではなく、様々な学問領域が複雑に絡んでいる場合も多かったです。同僚の先生方との様々なディスカッションをさせていただいているのは非常に貴重な場になっています。法学も1つの学問分野に過ぎないという意識は非常に大事な経験となりました。

最近、日本プロサッカー選手会（JPF）の業務執行理事を務めさせていただいています。現会長は日本代表キャプテンだった吉田麻也さんですが、彼を中心としたJPF役員の皆様は、活動に非常に意欲的です。もちろんできること・できないことはたくさんありますが、役員の皆様の社会的影響力や今後のスポーツ界の発展を考えた場合に、私ができることが何なのかを考え、役員の皆様の活動を実現するために事務局の皆様と尽力させていただいています。組織の課題やチームと

して働くことを考えさせられることも多く、解決手法で悩むことも増えました。

私が新入会員の皆様にお話しできるとすれば、結局、私の実力でも何でもなく、様々なご縁の中で仕事をさせていただいているということです。チャンスもあまりありません。やはりご縁を大事に、1つ1つ目の前の仕事をしっかりこなす、ということが大切なのではないか、と考えています。事務所のブランドや、ウェブサイトやSNSなどの広告などに力を入れている方もおられるかもしれませんが、結局、個人のつながりで仕事をいただくしかない分野ですので、依頼者へのソリューションのクオリティが全てです。今でも夜な夜なあーでもない、こーでもないと悩んでいますが、これは新人の頃から変わりません。私自身はちっぽけな存在ですので、とにかく可能な限りの情報を集め、整理し、もっとも依頼者にとって価値のあるソリューションを提案するしかありません。また、法学はソリューションの一部に過ぎませんので、弁護士であるということも大して有利に働きません。肩書などは全く関係なく、様々な課題にいかにか謙虚に取り組めるかが大事だと思っています。

自身の経験を取りとめもなくまとめた内容になってしまいました。新入会員の皆様が充実した弁護士人生を送られることを期待しております。





真似て学んで実践し



三宅 千晶 (70期)
Miyake Chiaki

略 歴

2017年 第二東京弁護士会 登録
早稲田リーガルcommons法律事務所に入所
2022年 Kollektアーツ法律事務所に所属

所属・役職

日本弁護士連合会／人権擁護委員会／
基地問題に関する調査研究特別部会
第二東京弁護士会／裁判員センター・副委員長
第二東京弁護士会／情報公開・個人情報保護委員会

1 はじめに

人生がマラソンだとするならば、新人会員の皆さんがこれから始める弁護士の仕事というのは、例えるなら遠泳（それも、大海原での）にあたるのではないかと、弁護士歴6年目の私は思います。

新入会員の皆さん、苦しくも果てしなくエキサイティングで自由な世界によろこそ。

2 まずは学ぶ

さて、新入会員の皆さんの多くは、これから泳ぎ方を学んでいくところだと思います。まだ私も学んでいる最中ですので、偉そうなことは何も言えないのですが、新人のときに学んだことをかき摘んでお話しします。

まずは起案についてです。私の場合は幸運なことに、優秀な先輩弁護士たちが事務所において、刑事・民事・行政・家事・労働といったいずれの分野でも参考になる記録が数多くありました。そのため、起案の前に、こうした事件の記録を見せてもらっていました。さらに幸運なことに、共同受

任をしている先輩方は、私の起案に丁寧に赤を入れて、議論までしてくれました。

また、リサーチについては、当たり前のことですが（笑）、一年目の指導担当だった福田健治先生から、「聞く前にまず調べるように！」と言われていました。福田先生はとにかく調べるのが早く、必要な書籍は迷わず購入して、すぐに一読していました。私もそれに倣おうと、裁判例、書籍、簡単な論文、その引用論文などは可能な限り調べ、それでも収集できない情報は国立国会図書館に行き行って調べたり、文献に掲載されていない情報は、弁護士会照会や情報公開請求で収集したりしたこともありました。例えば、公務員に対する懲戒処分が争われた事案では、平等原則違反の主張ができるかを検討するために、47都道府県と20政令指定都市における同種事案の懲戒処分内容を情報公開請求したこともありました。

ところで、現在私が所属している事務所には、一日の3分の2以上の時間をかけて刑事事件をやっている弁護士が9割もいるのですが、実は私は、修習生になるまで刑事事件には関心がありませんでした。むしろ、市民運動の現場において、拡声器を持って話をしていたり、市民と一緒に基地のゲート前から運ばれていたりする父親が、私の弁護士像でした。そんな私が刑事事件に取り組むきっかけとなったのは、修習生の時に、偶然にも神山啓史教官のクラスとなったことでした。さらに新人として入所した事務所には、またしても幸運なことに、趙誠峰先生や水橋孝徳先生といった方々が先輩として所属していました。その先輩たちと一緒に事件に取り組み、ケースセオリーを考えたり、事件現場に行き行って実際に車に轢かれようとしてみたり、朝6時に横浜駅に集合して満員電車に乗ってみたり、そしてもちろん、法廷技術や法廷での立ち居振る舞いを目の当たりにして、刑事事件に取り組む姿勢や考え方を学ぶ中で、私もこうなりたいと思うようになったのでした。

色々書き連ねましたが、とにかく言いたいのは、尊敬できる先輩と一緒に事件に取り組んで、その型や取り組み方を真似することが、新人が泳ぎ方を学ぶ良い方法だと思う、ということです。

3 そして実践する

学ぶだけではなく、学んだことを実践するのも大事です。小断を一つします。私の初めての刑事事件の1人法廷デビューの日にした出来事です。あれは確か、国選の登録研修で担当することになった詐欺事件でした。起訴されたのは4件程だったのですが、依頼者には余罪がたくさんありました。

第一回公判期日当日。震える手で記録を机に並べていると、趙先生が傍聴席に座っているのが目に入りました。余計に緊張しながら受け取った検察官冒頭陳述要旨には、余罪に関する内容が細かく記載されていました。先輩方からの「冒頭陳述要旨は、受け取ったらすぐに全て確認するように」とのアドバイスがあったため、受け取ってすぐに気がつくことができました。「異議を出さないといけない」、初めて一人で弁護人席に座った法廷で、開始直後に異議を出すプレッシャーは相当なものでありましたが、二弁の法廷技術研修でも教わった通り、椅子をちょっと引いて、すぐに立てるように準備をして、タイミングを見計らって、「異議があります」と述べることができました（本当はそれだけではいけなかったことは、みなさんお分かりだと思います）。

学んだことを初めて一人で実践したこの経験のおかげで、新人の私は、少しだけ自信が持てるようになりました。

4 おわりに

これから皆さんは、必死に頑張っても思うような結果が出ず、悔し涙を流すこともあるでしょう。でもそれは、皆さんが必死に目の前の依頼者に向き合い、「どうにかしよう」「何とかしよう」と努力を尽くした証拠です。

ただ、そのように思い直しても、溺れそうになることもあると思います。そんな時は、信頼できる仲間や先輩につかまって、相談してみてください（そういった人がいなければ、もちろん私に話してもらってもいいです）。案外みんな、同じような悩みを抱え、あるいはそれを乗り越えているかもしれません。

私の弁護士人生はまだ6年という短いものですが、苦しいことは山のようにありましたが、刑事事件や行政事件では、理不尽さに谷底まで落ち込むことも何度もありました。それでも今、「弁護士という仕事は楽しい」と胸を張って言うことができます。「弁護士というのは石を投げ続ける仕事だ」と父が言っていたことも支えになっている気がします。

皆さんがそれぞれに長い遠泳のゴールを見つけ、息長く泳いで行けるよう、心から願っています。一緒に頑張りましょう。

